

# 参議院議員通常選挙

**投票日** 7月29日(日) 午前7時～午後6時まで

(対馬市では、投票所閉鎖時刻を2時間繰上げます。)

**公示日** 7月12日(木)

**開票** 「対馬市シャインドームみね」で午後8時30分から

## 投票ができる人

日本国民で20歳以上の人(いちばん若い有権者は、昭和62年7月30日生まれの方)  
選挙人名簿に登録されている人(平成19年4月11日までに転入届出をした人)  
対馬市の選挙人名簿に登録されている人で、他の市町村の選挙人名簿に登録されていない人

7月3日までに市内転居の届け出をした人は、新しい住所地の投票所で投票することができます。

## 期日前投票

投票日当日、何らかの理由で投票所に行って投票できない人は、期日前投票ができます。なお、期日前投票は、選挙人の名簿登録地の各支所(厳原町は本庁)で投票できます。

### 期日前投票のできる期間と場所

期 間 平成19年7月13日(金)～7月28日(土)までの毎日

時 間 午前8時30分～午後8時まで

投票できる場所 対馬市本庁 美津島支所 豊玉支所 峰支所 上県支所 上対馬支所

## 不在者投票

投票日に次の理由で投票所に行って投票することが出来ない見込みの人(期日前投票者を除く)は、その旨の宣誓と不在者投票用紙の交付請求の手続きを行い、滞在地の選挙管理委員会又は不在者投票施設等で不在者投票を行うことができます。

7月28日までに対馬市を転出し、新しい住所地の市町村選挙管理委員会で投票する見込みの人  
選挙日にわたる観光、病気療養(指定病院等に入院している人を除く)等の旅行で市外に滞在中である人。  
(対馬市以外の市町村の選挙管理委員会で投票する人)

病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院・入所している人 監獄・少年院等に収容中の人  
また、不在者投票の交付請求は、選挙人の名簿登録地の各支所に対して手続きを行ってください。

ただし、対馬市選挙管理委員会(本庁)では、名簿登録地にかかわらず交付請求を受け付けます。

### 手続きの方法(不在者投票の請求)

転出や旅行等により、転出先及び滞在地で不在者投票をしようとする人は、早めに不在者投票の交付請求を行ってください。公示日前でも不在者投票の交付請求は受け付けています。

指定病院・施設に入院、入所中の方は、病院・施設等で投票できますので、早めに病院長や施設長等に申し出てください。

## 郵便投票

郵便投票証明書をお持ちの方は、早めに郵便投票の請求及び交付手続きを行ってください。請求は、7月25日(水)までです。また、目の不自由な方を対象とした郵便等による代理記載制度もあります。

詳しいことは、対馬市選挙管理委員会及び各支所選挙書記にお気軽にご相談ください。

## 【問い合わせ先】

期日前投票・不在者投票等の交付請求などの手続きについて、詳しいことは、早めに下記までお問い合わせください。

対馬市選挙管理委員会	0920(53)6111	美津島支所選挙担当	0920(54)2271
豊玉支所選挙担当	0920(58)1111	峰支所選挙担当	0920(83)0301
上県支所選挙担当	0920(84)2311	上対馬支所選挙担当	0920(86)3111